

学校給食費の無料化を求める意見書

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は桑折町をはじめ県内市町村へと広がりを見せている。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減される。

2017年2月、新日本婦人の会福島県本部が、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1,717人から回答を得た。結果「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、ついで2位が給食費であった。

2010年、栃木県大田原市が学校給食無料化を実施する際、学校給食法との整合について文部科学省に問い合わせ、次の回答を得ている。「学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めており、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている（「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答説明に記述。）また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる」

学校給食は「食育」と位置付けられ、教育活動の一環である。文部科学省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能である。

また、約80億円の県予算があれば、全市町村で無料化が実施できることが試算されている。県が掲げる「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」の実現にむけて、県の事業として学校給食費の無料化を実施することを求めるものである。

以上のことから、県内どこに住んでいても、すこやかな子どもたちの成長を保障するうえでも次のことを強く要請する。

- 1、学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月14日

福島県伊達郡桑折町議会

福島県知事 内堀 雅雄 殿